

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」とい
う。）第四十一条、第四十八条及び第四十九条の規定による平成二十五年度の狩猟免許試験
（以下「試験」という。）並びに同法第五十一条の規定による平成二十五年度狩猟免許更新
に係る適性試験（以下「更新」という。）を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する免許種別

法第三十九条第二項に定める網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免
許の四種

二 試験等の日時、免許種別、定員及び場所

1 試験

月 日	曜日	開始時刻	免許種別	定員	場 所
七月二一日	木	午後一時	わな猟	五〇名	三原市久井町和草六一四 三原市久井公民館
七月二九日	金	午前九時	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	八〇名	福山市三吉町一丁目一 広島県福山庁舎
七月二八日	日	"	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	一一〇名	広島市中区基町一〇五二 広島県庁
八月一日	木	午後一時	わな猟	五〇名	三次市十日市東四丁目六 広島県三次庁舎
八月九日	金	午前九時	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	八〇名	庄原市西本町四丁目五二二六 庄原市ふれあいセンター
八月二二日	水	午後一時	わな猟	五〇名	呉市西中央一丁目三二二五 広島県呉庁舎
八月二九日	木	午前九時	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	七〇名	東広島市西条昭和町一三一〇 広島県東広島庁舎
九月六日	金	"	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	一一〇名	広島市中区基町一〇五二 広島県庁

2 更新

月 日	曜日	開始時刻	免許種別	定員	場 所
六月二〇日	木	午後一時	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	六〇名	福山市三吉町一丁目一 広島県福山庁舎

六月二七日	木	午後一時	〃	五〇名	世羅郡世羅町西上原一二三 世羅町甲山農村環境改善セン ター
七月二日	火	午後一時	〃	七〇名	呉市西中央一丁目三 二二五 広島県呉庁舎
七月三日	水	午後一時	〃	七〇名	呉市西中央一丁目三 二二五 広島県呉庁舎
七月四日	木	午後一時	〃	六五名	尾道市古浜町二六 一一一 広島県尾道庁舎
七月九日	火	午後一時	〃	七〇名	呉市西中央一丁目三 二二五 広島県呉庁舎
七月一日	木	午後一時	〃	五〇名	神石郡神石高原町小畠二〇二三 三和公民館
七月二七日	水	午後一時	〃	七〇名	山県郡北広島町有田一二二〇〇 一
七月二八日	木	午後一時	〃	六五名	北広島町千代田中央公民館 三原市城町一丁目一八 一 三原市市民福祉会館
七月二八日	木	午後一時	〃	八〇名	三次市十日市東四丁目六 一 広島県三次庁舎
七月二四日	水	午後一時	〃	九〇名	東広島市西条昭和町一三 一〇 広島県東広島庁舎
七月二四日	水	午後一時	〃	六〇名	福山市三吉町一丁目一 一 広島県福山庁舎
七月二五日	木	午後一時	〃	一〇〇名	庄原市西本町四丁目五 二二六 庄原市ふれあいセンター
七月二二日	水	午後一時	〃	八〇名	広島市中区基町一〇 五二一 広島県庁
八月八日	木	午後一時	〃	八〇名	広島市中区基町一〇 五二一 広島県庁

三 試験等の内容

1 試験

(一) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具の取扱い並びに鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について筆記試験を行う。

(二) 適性試験

視力（矯正視力を含む。）、「聴力（補聴器によって矯正された聴力を含む。）及び運動能力について行う。

(三) 技能試験

狩猟免許の種別に応じて次の課題について実技試験を行う。

網猟免許 網猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別

わな猟免許 わな猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別

第一種銃猟免許 模造銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

第二種銃猟免許 模造空気銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

注1 複数の種別の免許を申請した者については、申請によって同一試験日で受験できるものとする。

- 2 適性試験、知識試験、技能試験の順に行い、適性試験、知識試験のいずれかが不合格の者に対しては、技能試験を行わない。
- 3 狩猟免許を取得し、その有効期間内に他の種別の狩猟免許試験を受けようとする者については、知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除する。

2 更新

適性検査（視力〔矯正視力を含む。〕・聴力〔補聴器によって矯正された聴力を含む。〕・運動能力）及び講習を行う。

四 受験等の資格

1 試験

広島県内に住所地を有する者。ただし、試験日に次のいずれかに該当する者は除く。

- (一) 二十歳に満たない者
- (二) 統合失調症者、そう鬱病者（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん病者（発作が再発するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中に限り再発する者を除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者
- (三) 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者
- (四) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過していない者
- (五) 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者（当該取消しに係る狩猟免許の種類に限る。）
- (六) 不正の手段によつて狩猟免許試験を受け、又は受けようとして、受験することを禁止されている者

2 更新

広島県内に住所地を有する者で、平成二十二年度に狩猟免許を取得又は更新した者。ただし、1の(二)から(五)までに該当する者を除く。

五 申請手続

1 申請書用紙等の請求先

広島県環境県民局自然環境課（〒七三〇 八五一一 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県農林水産事務所に請求すること。郵便で請求するときは、封筒の表に「申請用紙請求」と朱書し、八十円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒を必ず同封すること。

2 提出書類

(一) 狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（受けようとする種別ごとに一枚ずつ提出

すること。)

(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。

(三) 前記四(一)及び(三)に該当しない旨の医師の診断書。ただし、(二)の許可証の写しを提出している場合は、提出しなくてよい。

(四) 受験・受講票(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を貼り、所定の事項を記入したもの)

(五) 八十円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒一通(受験・受講票の返信用)

3 申請書の提出先

広島県環境民局自然環境課(〒七三〇 八五一 広島市中区基町一〇番五二号)
郵送する場合は、封筒の裏に「申請書在中」と朱書すること。

4 申請書の受付期限及び受付時間

(一) 受付期限

受けようとする試験等の期日の十日前(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律「昭和二十三年法律第七十八号」に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。郵送の場合は、受付期限までの消印があるものに限り受け付ける。)。ただし、申請者の数が定員に達した後は、受け付けない。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

5 手数料

(一) 新たに狩猟免許を受けようとする者

一件につき五千二百円

(二) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他の免許を受けようとする者

一件につき三千九百円

(三) 更新を受けようとする者

一件につき二千八百円

6 手数料の納付方法

手数料は、広島県収入証紙を申請書の所定欄に貼って納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

試験の終了後一か月以内に、合格者には狩猟免許を送付し、不合格者には不合格通知書を送付する。

更新の結果については、合格者には旧免状と引き換えに狩猟免状を交付し、不合格者には不合格通知書を送付する。